

◆6番（橋岡協美） 議席6番、橋岡協美でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。

放射能汚染が今や市民生活の中で最も心配な事柄の一つであります。佐倉市として基準を設け、除染についての策定をしたことは大いに評価をいたします。平成15年10月1日に佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例、いわゆる迷惑行為防止条例が施行されました。この条例の目的には、市民の快適な生活環境に支障となる不快な迷惑行為の防止に関し必要な事項を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、これらの者が協働して市民の快適な生活環境の確保及びまちの美観の保持に努め、健康的で清潔なまちづくりを実現することとあります。健康的で清潔なまちで生活するために除染作業を具体的に実行に移すにあたり、除染現場になる幼稚園、保育園、小中学校、学童保育所、公園での作業中の安全対策、仮置き場に対する近隣住民に対する説明と同意をしっかりと得た上で速やかに行っていただきたいと思っております。

さて、この条例が施行されてから8年が経過した現在、この条例についての市長のお考えをお伺いいたします。

以後、自席にて質問させていただきます。

○副議長（山口文明） 市長。

〔市長 蕨 和雄登壇〕

◎市長（蕨和雄） 橋岡議員のご質問にお答えいたします。

佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例に基づく市の取り組みについてお答えいたします。佐倉市では、市民だれもが快適に暮らせるまちを目指して、佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例を平成15年10月1日に施行いたしております。この条例には、ごみの投棄等の禁止、これはいわゆるポイ捨て禁止でございますが、そのほかカミツキガメの放流、放置を禁止するなど、印旛沼への環境負荷を与える行為の禁止、喫煙禁止区域の指定、落書きの禁止、土地の適正な管理義務等が定められております。この条例の趣旨は、社会生活を送る中で市民モラルを向上していこうとするものでございまして、特に罰則は設けておりません。何よりも市民と事業者と行政とが協力し合って住みよいまちをつくることが目的でございまして、この目的を達成するために自治会、商店、企業等が連携し、市民活動として取り組んでいくことが大切であると考えております。地区によっては、これらの活動によりまして、落書きやポイ捨てが徐々に改善されてございまして、この条例に基づく市民活動の成果でもあらうと考えております。今後とも市民の皆様との協働により健康的で清潔なまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ありがとうございます。この条例施行時は、前市長のときでしたので、同じ思いで蕨市長もこの条例に思いを寄せていただいているということで安心いたしました。市民協働の理念がまだ浸透していなかった施行当時と比較しまして、現在は佐倉市の事業である1回のポイ捨て防止キャンペーンでティッシュを配る啓発事業がございますが、これに対して100名以上の市民が協力してくださることもあと聞いていますが、このキャンペーンの効果について伺いいたします。

○副議長（山口文明） 経済環境部長。

◎経済環境部長（大野直道） ポイ捨て防止のキャンペーン効果についてでございます。喫煙禁止区域の啓発活動といたしまして、区域指定の周知や、ポイ捨てなどを減らすために、駅前におきまして、地元商店会や市民団体の方々の協力をいただきまして、ティッシュ配布などによる啓発活動を行っております。また、工業団地内の企業等が会社の自主活動といたしまして、ごみ拾い等を行っていただいております。これらの活動によりまして、徐々にポイ捨てが減少いたしておりますが、まだ十分とは言えない状況もございまして、ポイ捨てに対する市民の方々の意識や関心も年々高まっておりますので、キャンペーンの手法について地域の方々のご意見を伺いながらさらに検討してまいります。

以上でございます。

○副議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ありがとうございます。市民の意識は向上しているという行政の認識を今承りました。条例の第3条に市の責務として、この条例の目的を達成するため施策を総合的に推進するものとし、市はこの条例の目的を達成するため、市民、事業者及び公共の場所の管理者に対し市の施策の啓発に努めるとともに、これらの者が自主的に行う快適な生活環境の確保及びまちの美観の保持に関する活動を積極的に支援するものとあり

ます。この積極的な支援がティッシュの配布にあたるのでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（山口文明） 経済環境部長。

◎経済環境部長（大野直道） お答えいたします。

京成大佐倉駅を除きます京成線の各駅及びJR佐倉駅の各駅前を喫煙禁止区域として指定しております。このため、通勤通学の時間帯に啓発活動を行うことによりまして、より多くの市民の方々に周知できますことから、「やめよう、ポイ捨て、歩きたばこ、らくがき」のチラシの入りましたポケットティッシュを配布いたしまして、迷惑行為防止の啓発活動といたしております。今後は、ティッシュ配布以外の手法も地域の方々とともに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ありがとうございます。啓発のためのティッシュ配布の経費には、市職員の人件費は含まれていません。予算が限られている中、市として行政にしかできない事業や支援を行っていただきたいと思いますが、今後の方針についてお伺いいたします。

○副議長（山口文明） 経済環境部長。

◎経済環境部長（大野直道） 今後の方針でございますが、現在禁止区域を初めといたしまして、市内のさまざまな箇所ですべて自主的に自治会など地域の方々によりごみ拾い活動等が行われております。市といたしましては、「こうほう佐倉」、ホームページへの掲載、イベント時での啓発活動の充実を図っておりますが、この事業の基本は何よりも市民の皆様と市の協働事業でありますことから、皆様のご意見をいただき、情報の発信などを中心に取り組んでまいります。また、市民の皆様の活動を発信してまいりますことにより、まちの美化意識、迷惑行為防止の意識づけになりますことから、広報、ホームページやチャンネルさくらなどを通じてPRしてまいりたいとも考えております。

以上でございます。

○副議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ありがとうございます。行政である佐倉市の事業は、予算ありきではなく、職員が市民の声を聞き、知恵を振り絞り、市民生活が向上するための仕組みづくりをすることにあると思いますので、条例施行8年を経過した今、事業の見直しの時期に来ていると思いますので、柔軟に対応していただきたいと思います。

さて、この条例の第4条には、市民の責務について以下のようにございます。市民は、自己の生活の場及びその周辺地域の清掃等、清潔なまちづくりに資するための自主的な活動に努めなければならない。市民は、相互に協力して地域の快適な生活環境の確保及び美観の保持に努め、自主的にその活動の推進に努めなければならない。市民は、市、事業者及び公共の場所の管理者が行う施策について積極的に協力するように努めなければならない。努めなければならないということがたくさん並んでおります。このように、市民は市が行うポイ捨て防止キャンペーンには積極的に協力をし、生活環境の確保及び美観の保持のため、個人や複数の団体がごみ拾いの活動を自主的に行っています。例えばユーカリが丘駅を中心として南北に2キロ、東西に1.6キロごみ拾いをして環境美化に努めているボランティア団体の活動記録によりますと、11月のある日の環境美化活動で拾ったたばこの吸い殻の数を数えてみましたところ、2,540本に上ったそうです。この団体が月2回ごみ拾いを実施し、ほかの団体、個人も別の日にごみ拾いを実施していることを踏まえると、この数はおよそ1週間のポイ捨てたばこの数と推測されます。さらにつけ加えますと、この第9条に、先ほどから出ております喫煙禁止区域、市長は公共の場所において、子供その他の喫煙しない市民の不快感及び危害を防止するため必要と認めるときは、喫煙禁止区域を指定することができる」とあり、これに基づいて市長が指定した喫煙禁止区域が含まれていてもこの数です。たった1週間で2,540本です。条例施行したにもかかわらず、市が果たしている責務の実績と市民が果たしている責務の実績がかけ離れているのが現状と考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（山口文明） 経済環境部長。

◎経済環境部長（大野直道） 迷惑行為防止条例におきまして、市民の責務、事業者の責務として、市民が自宅や周辺の生活の場、周辺地域を清潔なまちにするため自主的な活動を行い、近所の方々と協力して地域の快適な生活環境の確保及び美観の保持を行い、自主

的にその活動の推進を行うと規定されております。市では、これらの自主的な活動を支援していくために、駅前での街頭啓発活動等を市民協働で行っております。また、喫煙禁止区域内でたばこに関して市に苦情が寄せられた場合には、市が直接出動して対応しております。対応件数は、平成 22 年度で、京成佐倉駅が 3 件、臼井駅がなし、京成ユーカリが丘駅が 5 件、京成志津駅がゼロ、J R 佐倉駅が 2 件の合計 10 件で、平成 23 年度 10 月現在におきましては、京成佐倉駅が 4 件、京成臼井駅がゼロ、京成ユーカリが丘駅が 6 件、京成志津駅が 1 件、J R 佐倉駅が 1 件の合計 12 件という状況でございます。また、迷惑行為ということで市が直接に現地に出向いている例といたしまして、平成 22 年度では、空き地の雑草の苦情が 332 件、悪臭苦情が 23 件、騒音苦情が 27 件、平成 23 年度 10 月末時点では、空き地の雑草の苦情が 308 件、悪臭苦情が 8 件、騒音苦情が 20 件というような状況でございます。このほかに、まちの美化に向けまして、事業所等が自主的に清掃活動を実施し、道路や会社の周辺が清潔に保たれているところもでございます。何よりも地道な活動を積み上げていくことが大切であり、市民の皆様の地域におけます活動に敬意を表するものでございますが、地域は地域がつくり、そして守っていくという地域づくりの観点から、今後とも活動の積み重ねをお願いいたしますとともに、地域の皆様と協力しながら市民一人一人の意識の向上につながるよう努力をしております。

以上でございます。

○副議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6 番（橋岡協美） ありがとうございます。地域は地域がつくっていくということが一番であるという認識にあるということを伺いました。市民は自助努力で頑張っておりますので、行政は何を今やるべきかを考えながら次の施策を考えていただきたいと思いません。

さて、この第 8 条にカミツキガメ、ワニガメ、その他の人に危害を加えるおそれのある動物を印旛沼で捕獲したときは、これを印旛沼へ放流し、又は放置してはならないとあり、市民の方からカミツキガメ捕獲の届けが昨年度実績で 59 頭と伺いました。印旛沼では、小中学生が印旛沼学習を行っており、私の子供も中央水路でカヌーを行っていましたが、市民のまさに憩いの場となっています。市としてこの条例でカミツキガメ等による市民に対する生命や身体への被害を及ぼす危険から市民の安全を確保することを目指していると考えます。千葉県で防除実施計画を策定したことに基づき、防除事業を実施していますが、平成 19 年度は、わなによる捕獲で 247 頭、市町村、警察による緊急収容が 75 頭、計 322 頭で、佐倉市のみで緊急収容はこのうち 33 頭、そしてその 3 年後、平成 22 年、わなによる捕獲で 192 頭、市町村、警察による緊急収容が 128 頭の計 320 頭で、佐倉市のみでは 59

頭でした。この数字から見ても、わなによる捕獲よりも警察や市町村による緊急収容の数がふえていることが明らかです。緊急収容イコール市民の皆様が見かけたという通報が多いということです。捕まえて緊急収容、引き取りに来てくれるまでに、バケツの中に入れ、ふたをしておいたら逃げてしまったということは何度も聞いたことがございます。外来生物法の中で、特定外来生物として環境省から指定されているカミツキガメの防除を含めて、印旛沼の環境保護に対するお考えについてお伺いいたします。

○副議長（山口文明） 経済環境部長。

◎経済環境部長（大野直道） カミツキガメでございますけれども、これは主に北米から中南米にかけて生息し、日本には1960年代にペットとして輸入されるようになったとのごとでございます。1年の大半を水中で生活しますが、産卵期のみ陸に上がり、数年で成熟期に達すると。1回に20から30の卵を産卵し、天敵が存在しませんことから、急激に増加したものとされておりまして。また、雑食性で、甲殻類、魚類などを幅広くえさとし、危険を察すると、大きな口、鋭いつめで自己防衛する習性があると言われております。カミツキガメによる被害でございますが、在来種の駆逐や生態系等の破壊、人体への直接被害、農作業への影響、漁具等への被害がございます。このため、平成17年度に外来生物法で特定外来生物の指定を受けております。平成19年度には、千葉県によるカミツキガメ防除実施計画が策定されまして、千葉県生物多様性センターが主体となり、捕獲が開始され、佐倉市でも迷惑行為防止条例によりカミツキガメを印旛沼に放流、放置してはならないとしたところでございます。この捕獲方法でございますが、産卵期を含む5月から9月にかけて印旛沼に流れ込む河川などに県によりかごわなを設置しており、平成23年度には印旛沼内にもかごわなを設置したところ、平成22年度の192頭から、平成23年11月10日現在の捕獲頭数は414頭と大幅に増加をいたしております。千葉県生物多様性センターによりますと、継続的に捕獲を実施することにより、捕獲サイズの小型化が見込まれ、繁殖関与個体数の減少が期待できるとのことでございます。このため、できる限り自然の在来の生態系に戻せるよう取り組んでまいるところでございます。

以上でございます。

○副議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ありがとうございます。捕獲した個体が小型化しているというこ

とで、生まれてからまだ小さいうちに捕獲できているのがこの現状だと思います。印旛沼の環境保護についてお考えを伺い、今後の事業を大いに期待したいところですが、現実問題として、警察や佐倉市によるカミツキガメの緊急収容が、先ほど申し上げましたとおり、3年前と比較して50頭以上、佐倉市内のみでは23頭も増加しているので、佐倉市として具体的な取り組みが必要でございます。この点につきまして、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（山口文明） 経済環境部長。

◎経済環境部長（大野直道） 本市の対応ということでございますが、平成23年4月から11月10日までで、市民からの通報等を受けまして、市では95頭緊急捕獲しております。捕獲のためには、祝祭日、時間を問わず、通報があれば、職員が直接出動いたしております。また、子供たちを対象といたしまして、夏休み前に保育園、幼稚園及び小中学校などに文書によりカミツキガメ注意の呼びかけを行い、ホームページへの掲載、看板などで広く注意を呼びかけているところでございます。今後につきましても、千葉県生物多様性センターとの連携を密にいたしまして、千葉県の防除計画に基づいた継続的な防除、捕獲に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ありがとうございます。5年間の事業計画にポイ捨てマナー向上とカミツキガメ捕獲輸送のための予算が21万9,000円とあります。先ほどのティッシュを配布する啓発事業8万円と喫煙禁止の歩道上標識ペイント8万円を含んだ額でございます。まさに限られた予算額です。ティッシュを配布した後にマナーが向上したのか、身体に被害を及ぼす危険のあるカミツキガメの予算と同じだけかけたこのティッシュ配布がどれほどの効果があったか、今後の事業のあり方について考えていただきたいと思います。

この条例に関連して最後にもう一つお伺いいたします。この第16条に、事業者はその事業活動によって排出された不要品、缶、瓶、ペットボトル等が公共の場に拡散しないように必要な防止措置を講じ、市民に対しその防止措置を啓発するとともに、その容器等の回収及び再資源化に努めなければならないとあり、スーパーなど各事業所でのペットボトルの回収が行われています。このペットボトル回収に対して、市はどのような事業方法によ

るもので行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（山口文明） 経済環境部長。

◎経済環境部長（大野直道） お答えをいたします。

市では、現在市内事業者のご協力によりまして、スーパーの店頭など 36 カ所にペットボトルの回収ボックスを設置し、ペットボトルの拠点回収を実施いたしております。回収いたしましたペットボトルは、収集委託業者が市内の中間処理施設へ搬入し、分別、圧縮、梱包された後に公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡されまして、国内事業者において再商品化されております。

以上でございます。

○副議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ありがとうございます。ペットボトルを回収している事業者が 36 カ所ということで、歩いていける距離を設定していらっしゃるのだと思います。選挙のときの投票所が 38 カ所で、先ほどの避難所が 39 カ所ということでございましたが、お買い物に行くときの人間の行動として、私もきょう終われば帰りにスーパーに寄って買い物をしていく。しかしながら、この場にペットボトルは持ってきてはいません。なかなかペットボトルをその生活パターンの中で回収所に持っていくというのは大変なことなのです。大体歩いていける距離として、投票所であるとか避難所と同じだけの数を設置しているのだと思いますけれども、もう少し努力が必要ではないかと思えます。

私が 8 月の定例会、決算審査特別委員会にて、資源回収団体によるペットボトルの回収をしてはいかがでしょうかとの質問に対し、答弁は決して前向きなお答えではなかったと感じました。瓶、缶と違って、ペットボトルが有価物という区分なので、できないではなく、どうすればペットボトルを回収できるかを構築するのが担当部局のお役目ではありませんでしょうか。ペットボトルの回収を始めるにあたり、資源回収団体による回収をすれば、新たにトラックを導入する予算も市としては不要なのに、なぜ検討しないのでしょうか。

私は、8 月定例会で出されましたデポジット制度の導入に関する発議案に対して反対をいたしました。資源回収に対して新たな仕組みづくりをするよりも、現在の仕組みをよりよく改善することのほうが低予算で資源回収率が上がると考えたからです。資源回収団体



がペットボトルの回収を始めれば、ごみの減量化とプラスチックごみの回収後に選別をする人件費削減につながり、再資源化が進めば、資源の循環型社会の形成がさらに前進すると思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（山口文明） 経済環境部長。

◎経済環境部長（大野直道） 当市のペットボトルの回収につきましては、容器包装リサイクル法に基づき、日本容器包装リサイクル協会の再資源化ルートによりまして適正処理を行っているものでございます。リサイクル協会では、国内のリサイクル業者による入札が行われ、落札業者がペットボトルを引き受け、再商品化の作業を行う仕組みとなっております。これにより、落札業者の再商品化の作業が確認できるとともに、国内リサイクルの仕組みづくりにも寄与しているものでございます。平成 22 年度のペットボトルの処理経費でございますが、収集運搬委託料が 315 万円、選別等の中間処理費が、試算ではございますが、376 万 8,575 円で、合計 691 万 8,575 円となっております。また、市への歳入といたしまして、日本容器包装リサイクル協会からペットボトルの落札状況などに応じまして返還金が 690 万 4,883 円ございました。この結果、平成 22 年度のペットボトルの処理につきましては、歳入歳出がほぼ同額で処理されている状況でございます。

資源回収団体によるペットボトル回収の検討でございますが、担当課ではことしの 11 月に資源回収団体へのアンケート調査を実施し、報償金の対象となる新たな追加品目の有無についてご意向を伺っております。現在アンケートを回収中ではございまして、中間報告となりますが、回答のございました 127 団体の中で、ペットボトルを報償金の対象品目として希望すると回答された団体は 27 団体、約 21%でございました。また、県内市町村の報償金の状況でございますが、県内 54 市町村に直接聞き取り調査をいたしましたところ、報償金によりペットボトルの回収を支援している自治体は 9 団体、約 16%という状況でございます。資源回収団体によるペットボトルの回収につきましては、費用対効果などを含め、引き続き検討してまいります。基本的には現在の拠点回収の方式を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆ 6 番（橋岡協美） ありがとうございます。平成 22 年度の佐倉市のペットボトルの回

収量は 250 トンでした。人口 17 万の都市、他市と比較してみますと、苫小牧市の回収量が 580 トン、佐賀市のペットボトル回収量が 437 トン、回収量が多いからよい、少ないから悪いと簡単に決めつけるために苫小牧市と佐賀市の数字を私は上げたのではありません。佐倉市の人口 17 万人と同じぐらいの他自治体が普通に生活をし、普通に回収すると、どのぐらいの回収量になるかの参考にいたしました。佐倉市の回収量 250 トンに対し、他市は 580 トン、もしくは 437 トンという数字でございます。回収量の少ない分は、可燃ごみなどととも燃やされてしまっていることは歴然としています。児童生徒は、学校でリサイクルについて学習をしていますが、体験して学ぶことが一番大切ですので、資源回収団体の回収品目にペットボトルを加え、子供たちの分別の学習機会をふやす意味でも検討してはいかがでしょうか。

○副議長（山口文明） 経済環境部長。

◎経済環境部長（大野直道） ペットボトルの量でございますけれども、人口比較ですと、これは夜間人口比較ということになると思いますけれども、消費という観点では、昼間人口がどのくらいいるのか、その辺の分析もしないと、一概には比較できないのではないかとこのように考えております。また、資源回収活動でございますが、子供たちの環境教育の点からも有意義なものとして認識をいたしております。市内には現在 218 団体の資源回収団体の登録があり、子ども会や P T A の団体も多数活動されておりますので、回収活動の支援は継続してまいりたいと考えております。ペットボトルの回収につきましては、市の報償金がない場合でも資源回収団体が独自に取り組むことが可能でございますので、団体による自主回収につきましてもご検討いただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○副議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6 番（橋岡協美） ありがとうございます。さらには、平成 19 年度の埋め立てごみ組成分析値によりますと、埋め立てごみとして排出されるごみのうち焼却処理できるごみが 54.9%、資源回収できるごみが 36.4%でした。つまり、埋め立てごみとして排出される体積の 90%以上が焼却または資源として回収できるもので、本来の埋め立てごみは 8.7%しかありません。ペットボトルは、分別上、異物となってしまいますし、最終処分場の長期使用を図る意味でも分別の徹底が急務です。廃棄物対策課ホームページでは、1 人 1 日 100

グラムのごみダイエットの推進と市民の皆様に対して「さらなる分別の徹底をお願いいたします。ごみの減量と資源を大切にすることを頑張ってくださいます」と呼びかけています。それにあわせて、毎年新聞の折り込みもしくは市出張所の窓口で配布しているごみの分別のリーフレット、分別の一覧表です。冷蔵庫に張ったり壁に張ったりしているご家庭が多いかと思いますが、この一覧表に1人1日100グラムダイエットの推進と印刷して載せてはいかがでしょうか。なぜ分別が必要かという目的を全市民に配布するこのような広報物には記載し、見やすくすべきではないでしょうか。具体的な取り組みをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（山口文明） 経済環境部長。

◎経済環境部長（大野直道） ごみ減量などにつきましての標語の掲載でございますが、現在のところ、市の廃棄物対策課のホームページにおきまして、1人1日100グラムごみダイエットと題しましたお知らせを掲載しているところでございます。また、市の広報紙にも平成21年5月の15日号広報まで1人1日100グラムの標語を紙面の欄外に掲載しておりましたが、紙面構成の見直しの際に掲載を中止した経緯がございます。なお、ご家庭に配布しております家庭ごみの分別一覧表につきましては、分別の詳細な情報を掲載する必要がございますことから、分別の目的や標語などは掲載しておりません。今後は、ご意見をいただきましたとおり、ごみ減量化の啓発といたしまして、広報紙への再掲載を検討してまいります。また、ごみ分別に関します冊子等を作成する場合には、ごみ減量の標語や分別の目的などを掲載してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ありがとうございます。ごみ分別一覧表は、毎年刷り直しというか、しておりますので、ご検討をぜひよろしくお願いいたします。

午前中の教育長の答弁で、防犯ブザーをPTAが全児童に対し配付している学校が3つあるということで伺いました。その3小学校のうち2小学校は、この資源回収による収益で100%補っています。1年生から6年生までの児童が全部防犯ブザーを持っているのは、この資源ごみの収益です。分ければ資源になります。まぜればごみです。わざわざ市のほうで予算を用意しなくても、ごみの中にその原資を燃やしているような現状がありますの

で、市長が多角的な歳入を目指すとおっしゃっていましたので、いろんな意味で検討をお願いしたいと思います。

次に、新規就農者から見る地域振興について伺います。この7月に新規就農者の会が11名で発足し、先月にはアグリフォーラム2011「農業の新たなるチャレンジと地産地消」が開催されました。佐倉に限らず、日本全国の耕作放棄地の課題を解決する一つの方法として、後継者対策と新規就農者支援が上げられています。このアグリフォーラム、パネルディスカッションでは、この佐倉で新規就農するにあたり、佐倉市として行政の立場で相談と支援をしてもらったことが新規就農することにつながったので、感謝の気持ちを佐倉市にお返しするために税金を納められるようになりたいという力強いご意見がありました。助成制度による後押しと農地の賃借についての橋渡しによって新規就農するまでにこぎつけることができた彼らにとって、なりわいとして成り立たせることが農業の継続につながると思います。従来からの農家でさえ利益を生み出すことが厳しい現状の中、新規就農者が税金を納めるようになるまでに成長するのは並大抵ではありません。

そこで、佐倉市として、新規就農者を含めて農業従事者が今後の農業経営を安定させ、確立できるために、どのような方策と展望で臨まれるか伺います。

○副議長（山口文明） 経済環境部長。

◎経済環境部長（大野直道） 農業経営の安定についてお答えをいたします。

佐倉市の農業は、首都圏から近いことから、都市近郊型農業として発展してきておりますが、農業者の高齢化により担い手不足となっており、農業経営が厳しい状況となっております。このようなことから、佐倉市では平成21年度から耕作放棄地対策事業によりまして、農業にチャレンジする就農者を受け入れるための支援を進めております。新規就農希望者には、新規就農に関します情報提供、農地や住宅についての情報提供などを中心に支援をしてきております。また、農地を取得あるいは借りて新規就農者として認められました場合に、佐倉市独自の支援策として、農業機材など就農に必要な経費に対して最大15万円を補助いたしております。このような取り組みによりまして、現在多くの新規就農希望者から相談を受けている状況でございます。

新規就農者を含め、農業者の農業経営安定に係る市の取り組みでございますが、生産体制の強化として、農地の集約、施設、機械の整備の推進、新規就農者の育成がございます。また、販売戦略の強化として、生産者と消費者が近接しているという条件を生かした地産地消を推進しております。自然環境の保全といたしましては、消費者が求める新鮮で安全な農産物を供給していくための環境に配慮した農業の推進がございます。このような事業の充実を図りながら、農業が魅力ある産業として発展していくよう努力しているところで

ございます。

以上でございます。

○副議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ありがとうございます。この新規就農者については、農地の確保よりも農家住宅の確保が難しいと伺っています。空き家にしておくよりも住んでもらったほうが防犯上よいのではという考え方も広がりつつあると伺っておりますが、既にご協力をいただいているJAさん以外からの紹介も広がっていくことを望みます。

さて、グリーンツーリズムの一環として、落花生を8年前から全国からの希望者の方と作り続けている佐倉近隣の方のお話を伺いました。遠くは長野から参加している方もいらっしゃるようですが、佐倉市都市マスタープランのまちづくりの方針に都市と農村をつなぐ観光農業の振興等を通じて市内の農業を活性化させるとありますが、具体的には行政としてどのようなことをお考えでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（山口文明） 経済環境部長。

◎経済環境部長（大野直道） 都市化が進むにつれまして、都市と農村の距離が遠くなるという傾向がございますため、農業の持つ役割の食料の安定供給や治水、水源の涵養、美しい景観など多面的機能について、都市に暮らす住民の理解や関心を深めることが大切であろうと考えております。このため、都市と農村の交流として、市民農園などによる市民参画型農業、佐倉アグリフォーラムなどによります食と農に関する情報提供や地域交流の場を提供することで地域活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ありがとうございます。新規就農者は、収穫作物の販売を、対面販売を中心とする方、またインターネットを利用した通信販売をする方、それぞれの利点を生かして販売し、利益を得ています。埼玉県内には、先ほど申し上げた落花生づくりの

ように、家庭菜園希望者が入会金や月会費を払い、農園を借り、農機具を借りて作付をし、週1～2回は貸し手が水やりと草取りの手入れをする方式に対して、県外から多くの人が集まっているところがあります。一つのやり方としてご提言していただければと思います。この新規就農者は、定住人口をふやすことにもつながりますが、来る者拒まず、去る者追わずになっては大変です。来る者を応援し、去る者は生み出さないようなきめ細やかさと、市民協働の一環としてとらえて支援する取り組みをぜひお願いいたします。

さて、昨年千葉県の観光リーダーセミナーが佐倉市内で開催されました。千葉県内の各自治体、観光協会、そしてマザー牧場を初めとした各観光施設の担当者が佐倉を題材にフィールドワークを実施しました。その感想で一番多かったのは、こんなに観光資源があるのを生かしていないのはもったいないという声でした。昨日の教育長答弁でも、内外に誇れる社会教育施設であるとおっしゃっていました。佐倉市産業振興ビジョンの重点事業である観光資源発掘・活用調査事業の現状と課題に「一日も早い佐倉の確固たるイメージづくりが必要です」ともあります。歴史的建造物の調査をしていると聞いていますが、調査結果を今後観光施策にどのように反映していくのか、具体的な内容をお伺いいたします。

○副議長（山口文明） 経済環境部長。

◎経済環境部長（大野直道） 平成21年度に行いました歴史的建造物の調査によりますと、旧成田街道に沿いました田町から弥勒までの間には、明治期以前の建築物が46棟ございました。そのほとんどは通りに面しておらず、点在しており、また店舗ではございませんことから、観光資源として直ちに利用していくということについては難しいのではないかと、いうふうに考えております。しかしながら、旧城下町の通りには江戸時代の区画割りのまま残されているという状況もあり、また道路や坂道も当時の面影を残しております。旧城下町の暮らしの様子をうかがい知ることができるような資料も多く残されておりますことから、それらを展示したり、あるいは佐倉の偉人を紹介することなどによりまして、城下町佐倉を印象づけるような工夫を行い、佐倉の歴史を探訪する観光というものも推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ありがとうございます。その調査の上で、現時点で佐倉の確固た

るイメージづくりの方向性は定まりましたでしょうか。先ほど佐倉の方向性として自然と歴史、ずっとと言われていることですが、この2つを中心に今は確固たるイメージづくりの方向性が定まっているのでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（山口文明） 経済環境部長。

◎経済環境部長（大野直道） 佐倉の持つ固有の特性というのは、自然と歴史であろうと思います。これは、だれもが異存がないところで、この歴史をどのように磨き上げて魅力あるものにし、人々に紹介し、来ていただくのかということについて、これからさまざまな角度から研究していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○副議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ありがとうございます。ことは、3月の大震災の影響で観光需要の冷え込みがあり、厳しい状況下にあると思います。しかしながら、ご存じの方も多いエピソードであります。大分県湯布院温泉が1975年4月21日、マグニチュード6.4の直下型地震に見舞われ、甚大な被害を受け、湯布院内のみならず、九州横断道など主要道路も壊滅的な打撃を受けたため、湯布院は壊滅したというネガティブなニュースが全国を駆けめぐりました。当時の観光協会が「湯布院は健在だ」と反宣伝するために、大地震から6カ月以内に矢継ぎ早に辻馬車を走らせ、第1回ゆふいん音楽祭と牛喰い絶叫大会を立ち上げ、開催しています。湯布院の人口は約3万5,000人ですが、宿泊観光客91万人、日帰り観光客317万人の現在の姿につながっています。現在の消費の低迷を逆手に、近くに出かける先として佐倉を選んでいただけるように、そして市民が市内の観光拠点を訪れるリピーターとなるためには、イベント型、施設型観光による大量集客という従来のあり方から、地域づくり、地域活性化のための観光に考え方をシフトしていく必要がありますが、その結果、持続的な観光がなされると思います。その意味では、先日行われた時代まつりは新たな取り組みが行われたと伺っております。その効果についてお伺いいたします。

○副議長（山口文明） 経済環境部長。

◎経済環境部長（大野直道） 時代まつりについてでございます。今回の時代まつりは「江戸風情と賑わいの一日」と題しまして、江戸時代の佐倉、城下町であった佐倉を見て、知って、食べて、感じてもらいたいというねらいで企画したものでございます。嘉永元年、1848年の佐倉新町文間絵図をリーフレットで紹介したり、新町通りに当時の商売の内容を案内するなどによりまして、江戸時代の区画割りがほとんど変わっていないことを来場者の皆様にアピールいたしました。また、寛延年間、1750年ごろの城下町の様子をかいたとも言われる古今佐倉真佐子に紹介されております玉コンニャクを再現するコーナーや、佐倉市ご当地キャラ「カムロちゃん」の着ぐるみを来場者の皆様にご紹介したところでございます。また、江戸時代から佐倉藩藩外不出の武術である立身流の演武を初め大道芸やこども捕りもの劇などの催し物のほか、多くの方々に時代衣装を着て通行していただくなどの演出を行うことによりまして、来場された皆様に時代まつりを楽しんでいただきました。このイベントによります効果の一つといたしまして、城下町佐倉の再発見や、ふるさと佐倉が城下町だったということの意識づくりにつながったのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ありがとうございます。観光は、地域の側から集客する着地型観光、いわば観光も産直の時代を迎え、その手段として、体験型観光メニューの内容検討と仕組みづくりが必要となっておりますが、具体的にはどのような事業を考えているかお伺いいたします。

○副議長（山口文明） 経済環境部長。

◎経済環境部長（大野直道） 着地型観光ということですが、地域をよく知る方々が企画立案して行う観光というふうに使われております。観光を受け入れる地域に暮らす人々が培ってきました生活文化に触れることにより、着地型観光が成立するのではないかと考えております。この意味では、地域に暮らす多くの方々が主体的に参加していただいた今回の時代まつりは、いわゆる着地型観光の第一歩になったのではないかとというふうに考えております。体験型事業につきましては、観光する方々がただ見て楽しむだけではな



く、体験して楽しむという要素も大切なことであり、今後積極的に取り組んでいかなければならない観光の手法であると考えております。このことから、印旛沼の周辺でのサイクリング、花摘みや陶芸体験、地元物産品を味わうなど、さまざまな体験イベントも企画し、観光振興に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ありがとうございます。バブル崩壊前には、観光の成功は入場者数だけで評価される傾向があり、バブル崩壊後は大きな投資を必要とした観光はほとんどうまくいっていません。多少来客数が伸びても、投資規模に収益が合わないのが現状です。地域の元気をいかに増大させ、地域の魅力向上につなげるか、観光施策の構築をお願いしたいと思います。

最後に、親子近居による地域活性化について伺います。産業振興ビジョンで佐倉市への定住を喚起する情報発信事業があります。その中で、大学進学を機に都内や地方に進出し、そのまま就職する若者が多く、これにより市内の若年層の生産年齢人口の減少に拍車がかかり、深刻な問題となっています。Uターンを推進するために、市としての取り組みをお伺いいたします。

○副議長（山口文明） 経済環境部長。

◎経済環境部長（大野直道） 佐倉市で生まれ育った若者が佐倉に住み続けていただくためには、若者にとって魅力あるまちづくりを推進することが重要であり、地域経済の活性化を進めながら雇用の機会確保に努め、働くことのできるまちづくりを推進していくことがまず何よりも必要であろうと感じております。また、佐倉市は都心から40キロメートル、電車で約1時間の通勤圏内に位置しております。若者が都心に通勤する場合であっても佐倉に住み続けていただけるような魅力づくりを進めながら、ふるさと佐倉を売り出していく必要があるものと考えております。関係課とも連携を十分に図りながら、さまざまな機会をとらえまして、私たちのまち佐倉について積極的に何よりもまず情報発信をしてまいります。

以上でございます。

○副議長（山口文明） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ありがとうございます。一たん佐倉から出たからこそ、佐倉市のよさを再認識している若者がたくさんいます。結婚したら佐倉市に住みたいと思っている若者も大勢います。親子近居は、子育て支援、児童虐待の未然防止にもつながりますので、ぜひとも推進していただきたいと思います。こういった地域振興を通じて、市長が考えるグランドデザインを次回はお伺いしたいと思います。ありがとうございました。